

処理業者における電子マニフェストの導入について

株式会社リサイクルクリーン

事務部長 藤見 正幸

◇企業プロフィール

株式会社リサイクルクリーンは、廃棄物を資源と捉え、顧客満足、遵法の精神、資源を守る心を経営理念とし、常に進化し続ける企業集団を目指しております。

静岡県全域はもとより、愛知県東部も営業エリアに、静岡県内9箇所の中間処分場と、120台以上の収集運搬車輛で、迅速・確実・安全にお客様のニーズにお応えいたします。

◇企業概要

会社名：株式会社リサイクルクリーン

設立：1987年(昭和62年)

所在地：静岡県浜松市天竜区二俣町二俣41

従業員数：300人

資本金：8,200万円

1. 電子マニフェストの導入

弊社が電子マニフェストを導入したのは、平成14年の事でした。

それまでは、すべて紙マニフェストでしたので、郵送の手間や経費、マニフェストの保管場所等、かなりの経費がかかっていました。マニフェストの保管義務は5年間です。8畳間の壁面をいっぱいにしても足りません。保管するだけでとても大変なのですが、一年前のマニフェストに関しての問合せがあると、保管庫から引っ張り出してこなければならず、一番上の棚や一番下の箱を取らなければならないなど、重労働と時間の無駄でした。

それが、電子マニフェストでは、システムにアクセスすればお客様自身で内容確認ができ、又、弊社でもすぐに確認ができることから、対応時間も大幅に短縮されました。

弊社の場合、中間処理工場が県内に9か所ありますが、工場間での伝票の行き来もなく双方で確認できることが、紛失のリスク回避に役立っています。

当初事務員も電子という言葉を聞いただけで、抵抗があったようですが、運用していくうちに慣れて、今では「すべて電子マニフェストになってくれればいいのに」と言っているぐらいです。

弊社の電子マニフェスト運用のうち、排出事業者が行う登録までの流れは以下のとおりです。

- ① まず受渡確認票を排出事業者からFAXでいただきます。
- ② 回収し、必要事項を記入後、運搬業者(弊社)から排出事業者へFAX返信します。
- ③ 返信されたFAXを見て排出事業者が登録をします。

2. 電子マニフェストのメリット

電子マニフェストにするメリットは、いろいろありますが、

- ① 排出事業者は登録をすれば、あとは確認するだけでよい。
- ② 紙マニフェストの様に返却されたマニフェストを管理し保管しなくてよい。
- ③ 保管の場所がいらなくなる。
- ④ 運搬業者、処分業者が返却の際、郵送しなくていい。郵送の手間がなくなる。
- ⑤ 紛失の可能性がなくなる。
- ⑥ 検索の際に短時間で内容が確認できる。

が主なメリットです。なかでも一番のメリットは、紛失の可能性がなくなるということだと思います。弊社で郵送しても、排出事業者から「マニフェストが届いていない」と言われるのが一番困ります。その場合の探す時間ほど無駄なものはありません。

また、建設現場などでは、郵送しても宛先不明で返ってきてしまうことがよくあります。現場が終了して、そこには現場事務所もないからです。その場合は、建設会社へ再度郵送することになり、郵送代も2倍かかりますし、封筒に入れなおす手間もかかります。

電子マニフェストであれば、その可能性はゼロになります。そういった目に見えない部分にも電子マニフェストにするメリットはあると思います。

3. 経験を生かしたお客様への対応

弊社は、電子マニフェストを導入してすでに10年経過していますので、事務員も熟知しており、お客様の質問にも迅速に対応しています。その為、電子マニフェストを導入しようと検討されている排出事業者が、いつ導入されてもすぐに利用開始できる体制が整ってい

◆電子 manifests 運用の流れ

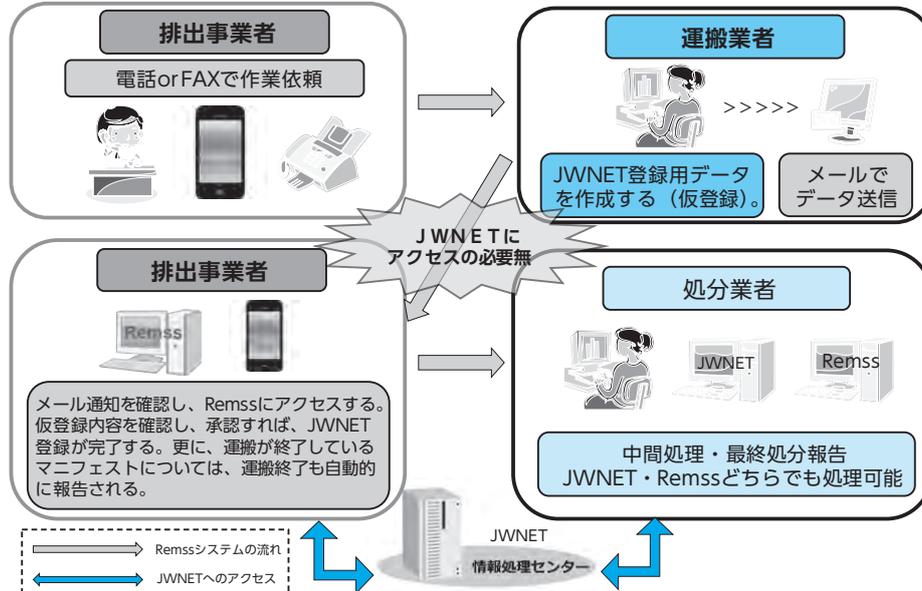


図 Remssシステム

ます。

また、弊社が排出事業者になる場合もあり、JWNETを利用して電子 manifests を登録していますので、お客様の立場に立って対応できるのも弊社ならではの思い、活用しております。加入はしたけれど、この後どうすればいいの？初期設定はどうすればいいの？という問い合わせもあります。弊社も戸惑った経験があり、その経験を生かして、取引先のお客様に説明をさせて頂いております。

4. ASP事業者としての取組

さて、当初JWNET（現行のWebシステム）だけだった電子 manifests システムは、近年、さまざまなASP事業者*によって新たな電子 manifests EDIシステムが増えてきました。その為、排出事業者が指定するEDIシステムにそれぞれ対応するのは大変ですが、一つ一つ確実にこなしていく事で、より多くの排出事業者が、電子 manifests を導入できる様にと、日々弊社も努力をしています。

その中で、弊社がASP事業者となり、開発したシステムが「レムズ(Remss)」と言う電子 manifests EDIシステムです。

今までのASPのシステムは、ソフトウェア会社が業者とタイアップして開発してきたシステムが殆どで、運搬・処分業者が自社開発したシステムは、少ないと思います。

レムズシステムの特徴は、自動運搬報告機能を備えていることです。先ほどもお話ししたとおり、JWNETでは、排出事業者が登録をしないと次の処理ができません。

特に、運搬業者は、運搬終了日から、3日以内（運搬日を含まず）に運搬終了報告をしなければいけない為、

排出事業者に、電子 manifests を登録してもらわないと何もできないということです。

この事を解消する為に、今まで排出事業者が、行っていた登録をレムズシステムの中で、運搬業者が仮登録をします。このデータには、登録に必要な排出事業場、廃棄物種類、数量など必要事項が入力されており、あらかじめ排出事業者が設定した、通知先のメールアドレスに、メールが届きます。

排出事業者がメールを開き、アクセスすると、仮登録された画面が出てきます。この時点では、JWNETには登録されていません。内容を確認し、問題が無ければ「確認」→「承認」ボタンを1回押すだけで、JWNETの登録が完了します。難しい操作は一切ありません。更に、運搬が終了している場合は運搬報告も自動的に報告されます。

一見、運搬業者が仮登録をしなければいけないので、負担になると思われそうですが、今までは、事務員がドライバーの帰りを待って、排出事業者に回収内容のFAXを送り、いつ登録されるかわからない排出事業者の登録をひたすら待って、運搬報告をするという効率に問題がある運用状態でした。

レムズでは、仮登録をすれば、たとえ連休前の最終日の作業で、運搬業者が休みでも、排出事業者がアクセスして、確認・承認することで、法的な問題は守られます。コンプライアンスの面においても、適正な処理が守られるのです。

この様に、電子 manifests は排出事業者にもメリットがあり、運搬・処分業者にもメリットがあります。弊社の様なシステムを利用するのも一つの手段だと思います。

以上が弊社の電子 manifests の運用事例になります。ありがとうございました。

*ASP事業者：JWNETが提供する機能を簡単に運用できる様にサポートする事業者